

EEC 鉄産品生産／輸出能力維持制度

— SYSTEMINの背景・実績・課題 —

I はじめに

いわゆる「一次産品問題」は、南北間における中核的争点のひとつである。それは、現象的には多岐にわたっているが、その基本的課題は「いかにして、開発途上国の一次産品輸出所得を一定の水準に安定化させるか」という点にある。

一九七六年、第四回UNCTAD総会において「一次産品総合計画」が採択されたが、それはこうした「一次産品問題」の解決をめぐる長年南北間に戦わされてきた議論が、グローバル・レベルにおいてようやくその具体的第一歩へと収束したものである。また、一九六三年

に発足したIMF輸出変動補償融資制度も、グローバル・レベルでの「一次産品問題」解決へ向けての先駆的形態として位置付けられるものである。

ところで、「一次産品問題」に対するもうひとつのアプローチとして、地域レベルにおける動きの存在も見落してはならない。一九七五年二月、EECと四六カ国のACP（アフリカ・カリブ海・太平洋）諸国との間に締結された（第一次）ロメ協定においては、STABEXとよばれる制度が設けられたが、それは地域レベルにおける「一次産品問題」に対する挑戦である。すなわち、それはACP諸国の熱帯性農業一次産品輸出所得の安定化を図ろうとする制度である。さらに、一九七九年一〇

大 限 宏

月、E E Cと五八カ国のA C P諸国との間に締結された第二次ロメ協定においては、新たにS Y S M I N(別名M I N E X)とよばれる制度が設けられたが、それも基本的にS T A B E Xと同じような志向性をもつといわれ、ものである。すなわち、それは鉄鉱石を唯一の例外としてS T A B E Xの対象から除外されていた鉱業一次産品(鉱産品)を対象として、A C P諸国の鉱産品生産／輸出能力の維持を目的とする制度である。

このように、「一次産品問題」に対する挑戦は二つのレベルにおいて試みられてきているが、近年より現実的なアプローチとして南北双方から多大の関心を寄せられているのは、E E CとA C P諸国との間の、ロメ協定を媒介とする地域レベルでの挑戦である。というのも、「共通基金」の設置をめぐる各国間の利害対立に象徴されるように、グローバル・レベルでの「一次産品総合計画」は、さまざまな国家間の利害が錯綜して暗礁に乗り上げている。ところがこれとは対照的に、S T A B E XおよびS Y S M I Nに具体化されたE E CとA C P諸国との間の「一次産品問題」に対する挑戦は、限られた国家集団を対象とするものといえ、一定の具体的実践を

着実に積み重ねてきているからである。

そこで本稿では、特にS Y S M I Nに着目して、それが「一次産品問題」に対するアプローチとしてどのような可能性と限界性を内包しているかを探ろうとするものである⁽³⁾。具体的には、①S Y S M I N成立の経緯、②S Y S M I Nの全体像、③S Y S M I Nの運用実績、④S Y S M I Nの問題点、を探ることが本稿の課題である。

II S Y S M I N成立の経緯

S Y S M I Nは、第二次ロメ協定締結交渉の産物である。そしてそこには、交渉の当事者であるE E C(E E C構成国)およびA C P諸国のそれぞれの鉱産品に対するニーズが色濃く投影されている。またそれは、実際の交渉における両当事者間の bargaining powerの格差を忠実に反映するものでもある。

一 ニーズ

(1) A C P諸国

モノカルチユア経済の根強いA C P諸国にとって、一次産品の輸出は数少ない貴重な外貨獲得源として死活的な重要性をもつものである。なかでも農産品の輸出は、大

(41) EEC 鉱産品生産/輸出能力維持制度

表一 ACP 諸国の主要輸出鉱産品 (1975年)

| 鉱産品 | ACP 諸国 | 全輸出に占める割合(%) |
|--------------------------|-----------|--------------|
| 銅 | ザンビア | 89 |
| | ザール | 45 |
| | ボツワナ | 21 |
| 銅(原鉱) | バブアニューギニア | 65 (1974年) |
| | モーリタニア | 20 (1972年) |
| アルミナ | ジャマイカ | 50 |
| | スリナム | 47 |
| | ギニア | 28 |
| ボーキサイト | ジャマイカ | 15 |
| | ガイアナ | 32 |
| | ギニア | 73 |
| | スリナム | 20 |
| 鉄鉱石 ^a | リベリア | 75 |
| | モーリタニア | 64 |
| | シエラレオネ | 10 (1974年) |
| | スワジランド | n. a. |
| リン鉱石 | トーゴ | 65 |
| | セネガル | 22 |
| マンガン | ガボン | 9 |
| ダイヤモンド(宝石用) | シエラレオネ | 61 (1974年) |
| | ボツワナ | 31 |
| | レソト | 5 |
| ダイヤモンド(工業用) ^b | リベリア | 8 |
| ウラニウム ^c | ニジェール | 61 |

a: STABEX 対象品目, b: タンザニアも輸出している, c: チャドも輸出している。

Source: Commonwealth Secretariat, *Inclusion of Mineral Products in Stabex*, ACP Secretariat, 1979.

* Twitchett, C., *A Framework for Development: The EEC and the ACP*, George Allen & Unwin, 1981, p. 113 より転載。

多数の ACP 諸国にとりては、重要な意味をもっている。しかし、ACP 諸国のなかには、農産品ではなく

て、鉱産品の輸出に全面的に依存している国も少なくない。表一に示されるように、ザンビア、ギニア、リベリア等、輸出の大部分を鉱産品に依存している ACP 諸国も決して少なくない。そして、これら ACP 諸国の大多数は、程度の差こそあれ①国際市場価格の乱高下による輸出所得の変動、②政治的動乱、自然災害等による生産能力の減退、③鉱業セクターにおける資本不足、およびそれにとりてなう開発の停滞、④技術、ノウハウ、人材等の不足による開発の停滞、

表二 EC・アメリカ・日本の鉱産品輸入依存度
—消費に占める輸入の割合—(%)

| 鉱産品 | EC | アメリカ | 日本 |
|--------|-----|------|-----|
| アルミニウム | 61 | 85 | 100 |
| 銅 | 81 | — | 90 |
| 鉛 | 53 | 4 | 76 |
| ニッケル | 100 | 71 | 100 |
| スズ | 87 | 75 | 97 |
| 亜鉛 | <68 | 64 | 80 |
| 鉄鉱石 | 79 | 29 | 94 |
| マンガン | 100 | 99 | 90 |
| アンチモニー | 95 | | |
| カドミウム | 36 | | |
| クロム | 100 | 91 | 100 |
| コバルト | 100 | 98 | |
| ニッケル | 100 | 100 | |
| ゲルマニウム | 100 | 35 | |
| 水銀 | 33 | 73 | |
| モリブデン | 100 | — | |
| ブラチナ | 100 | 80 | |
| セレニウム | 100 | 42 | |
| タンタル | 100 | 95 | |
| チタニウム | 100 | | |
| タングステン | >99 | 54 | |
| バナディウム | 99 | 36 | |
| ジルコニウム | 100 | | |
| ウラニウム | 59 | | |
| リン鉱石 | 99 | — | 100 |
| カリウム | 20 | | |
| イオウ | >43 | — | |
| アスベスト | 100 | 83 | 100 |

* Hager, W. and Noelke, M., *Community—Third World: The Challenge of Interdependence* (2nd ed.), EC Commission Documentation Bulletin, 1980, p. 54 より転載。

といった先進工業国による支援なしには克服不可能な困難に遭遇している。⁽³⁾そこで、鉱産品輸出を中心とするA C P諸国は、E E Cに対して、鉱産品に対しても農産品に対する場合と同様な支援措置の導入を強く期待しているのである。具体的には、A C P諸国は鉱産品輸出所を得安定化のために、E E CがS T A B E Xの適用対象を鉱産品にまで拡大することを強く求めていたのである。

(2) E E C

一九七三年秋の『石油危機』以来、E E Cでは資源に対するE E Cの脆弱性が強調され、資源安全保障の確立が強く叫ばれるようになった。⁽⁴⁾そして、その一環として開発途上国からの鉱産品の安定供給の確保が模索されるようになった(表二参照)。それは具体的には、A C P諸国、とりわけアフリカ諸国からの鉱産品の輸入安定化のための多角的・包括的な保証措置の実現をその基本戦略とするものである。また、それは次のような危機意識

に促されるものである。⁽⁶⁾

① EECは鋳産品の供給を先進工業国、開発途上国、社会主義国という三つの国家集団に依存している。そして、EECの全輸入に占める各国家集団の相対的割合は、先進工業国Ⅱ四〇%強、開発途上国Ⅱ四〇%弱、社会主義国Ⅱ五%と六%である。しかし、鋳産品の安定供給の確保という観点からみた場合、こうした依存状況はEECにとってきわめて危険である。なぜならば、先進工業国はEECの競争相手であり、また社会主義国の場合、非経済的理由によってEECに対する供給を一方的に停止するという事態の発生する危険性が小さくないからである。鋳産品の安定供給をより確実なものとするためには、EECは開発途上国からの鋳産品の輸入を一層堅固なものとする必要がある。

② EECにとって最も重要な開発途上国は、EECとの間に特別の関係を保持しているACP諸国である。さらに、鋳産品の安定供給の確保、という観点からみれば、豊かな鋳産資源に恵まれているアフリカ諸国がとりわけ重要な存在である。EECは、アフリカ諸国

に鋳産品安定供給確保のための橋頭堡を築くことが必要である。

③ アフリカ諸国における鋳産資源賦存度はきわめて高い。しかし、そうした豊かな潜在的な能力は十分開発されるには至っていない。その開発には大規模な投資が不可欠である。EEC(ヨーロッパ諸国)は伝統的にアフリカ諸国の鋳業セクターに対して多額の投資を行ってきたが、それは一九七〇年代前半をピークに停滞・後退をきたしている。そして、その間隙をぬってアメリカ資本や日本資本がアフリカ諸国の鋳業セクターに対して積極的な資本進出を行ってきた。その結果、EECのアフリカ諸国からの鋳産品輸入が非EEC資本の意向によって左右されるという事態の到来も決して非現実的なものではなくなりつつある。

二 攻防

鋳産品に関して、EECとACP諸国とは「相互依存」関係におかれており、利害を共有する部分も決して少なくなかった。しかし、第二次ロメ協定締結交渉過程におけるSYSMINの新設をめぐる雰囲気はきわめて厳しいものであった。というのも、鋳産品に関して何ら

かの特別の支援措置が必要である、という点においては EEC と ACP 諸国との間にコンセンサスが成立していたが、その具体的方法論に関しては両者間に著しい認識ギャップが存在していたからである。⁽⁸⁾そして、最終的には、SYSMIN を中核とする一連の包括的措置——SYSMIN パッケージ——が採用されることとなったのであるが、それはバーゲニング・パワーの格差から、ACP 諸国の主張が EEC によって押さえ込まれる、という形で決着をみたに過ぎなかった。第二次ロメ協定最終議定書・付属書 X、VII の宣言において、ACP 諸国が「SYSMIN は、鉱産品の輸出所得の安定化という ACP 諸国の要求を満たすものではない。それは、早急な全面的再検討を必要とするものである」と一方的に宣言したのは、そうした事情を物語るものである。

(1) 基本的立場

鉱業セクターを「プロブレム・セクター」としてかかえている ACP 諸国の基本的主張は「STABEX の鉱産品への適用」であった。ACP 諸国にとって、それは鉱産品輸出所得の安定化、という最も切実な課題の実現に寄与しうるものと期待されたのである。⁽⁹⁾

他方、EEC の基本的主張は、こうした ACP 諸国の主張とは真向から対立するものであった。第一に、EEC は STABEX はあくまでも農産品にのみ限定されるべきである、として STABEX の鉱産品への機械的拡大適用には断固反対の立場をとった。⁽¹⁰⁾そして、多国籍企業による支配等、鉱業セクターに特有の背景を十分に考慮に入れた上で、鉱産品のみを対象とする独自の制度を設けるべきである、と主張した。第二に、EEC は「鉱産品問題」に対しては対症療法的アプローチだけではなく、多角的・包括的アプローチもあわせて行うことにより、問題の根本的解決を図るべきである、との立場をとった。そして、特別な制度（結果的には SYSMIN）の新設に加えて、長期的視点からそれを補完する諸措置（鉱業セクターに対する資金援助や投資の促進等）の実現を主張した。⁽¹¹⁾

このように、EEC、ACP 諸国の双方とも「鉱産品問題」の解決のために何らかの措置を講ずることが不可欠である、という点においては認識が一致したものの、それから先の具体的手段に関しては著しい意見の不一致をみたのである。

ところで、事態を一層複雑にした要因として、さらに EEC 内部における不協和音の存在も忘れてはならない。それは西ドイツの特異な動きである。他の例にもれず、そもそも「鋳産品問題」に対する EEC の基本的立場は、EC 委員会のイニシアティブによるものであるが、それに対して西ドイツは独自の提案を行った。すなわち、シュミット首相のザンビア訪問（一九七八年六月）を直接的契機として、西ドイツはザンビア、ザイールの主要輸出品である銅を STABEX へ組み入れることを提案したのである。⁽¹²⁾

もっとも、この西ドイツ提案に対する EC 委員会、その他の構成国の反応はきわめて冷淡であり、それは結局少数意見として採用されなかった。しかし、一九七八年秋から冬にかけては、この西ドイツ提案をめぐる EC 内部の意見調整に多大のエネルギーが費やされたのである。

(2) 交渉過程

第二次ロメ協定締結交渉は、一九七八年七月から一九七九年一〇月にかけて行われたが、その間継続的に「鋳産品問題」が討議された訳ではない。EEC と ACP 諸国との間に、鋳産品をめぐる諸問題の解決のための特別

措置の採用に関して交渉が繰り返されたのは主として一九七九年二月から五月にかけてである。しかも、その交渉も、もっぱら EEC の主導権の下で展開されたものであった。ACP 諸国は、EEC の提示した包括的措置 (SYMINTパッケージ) を「イエスカノー」かの二者択一の形で受け入れたに過ぎなかった。⁽¹³⁾ その経過は次の通りである。

まず、一九七九年二月から三月にかけて、EEC は「鋳産品問題」解決のための特別措置として次のような構想を明らかにした。⁽¹⁴⁾ すなわち、①政治的、あるいは経済的な特別な事情によって ACP 諸国の鋳産品の供給が打撃を被った場合、EEC はそれからの回復を目的とするプロジェクトあるいはプログラムに対して資金面で支援する。② ACP 諸国の鋳業セクターの発展を促進するために、EEC は資金・技術援助を行う。この目的のために、①欧州投資銀行 (European Investment Bank) を、ACP 諸国の鋳業セクターに対する外資導入促進のための「触媒」(Catalyst) として活用する。②リスク・キャピタル (Risk Capital) の形態による資金援助の促進。③欧州投資銀行の貸付枠の拡大。④ ACP 諸国に対

するEECの投資促進のため、EEC(全体)とACP諸国(全体あるいは個別に)との間にプロジェクト・ベースで投資保証協定を締結する。⁽¹⁵⁾——以上がEEC提案の骨子である。

こうしたEECの提案は、その後のACP諸国との間の交渉の土台となるものであったが、それに対するACP諸国の反応はきわめて否定的であった。ACP諸国は、一九七八年七月以来のやりとりを通じて、STABEXの鉱産品に対する適用⁽¹⁶⁾というACP諸国の要求に対するEECの拒絶反応がきわめて厳しいものであることを察知していた。その結果、ACP諸国は、鉱産品を対象とする独自の制度の新設、というEECの主張に同意する方向で政策転換を図っていた。しかし、ACP諸国は、EECの提示した構想に対しては次のような理由から激しく反発したのである。⁽¹⁶⁾すなわち、①EECの提案は、ACP諸国の鉱産品輸出所得の安定化を主たる目的とするものではない。それは、EECに対する鉱産品の安定供給の確保を主眼とするものである。②EECの提案は、ACP諸国が現実⁽¹⁷⁾に直面している国際収支の悪化、鉱産品輸出所得の減少等の問題に対して十分な配慮を払って

いない。③欧州投資銀行の活動の強化は評価に値する。しかし、投資保証協定の締結という提案は、ACP諸国の主権を侵害する恐れがあり、とうてい受け入れることはできない。——以上がEEC提案に対するACP諸国の主たる反論である。

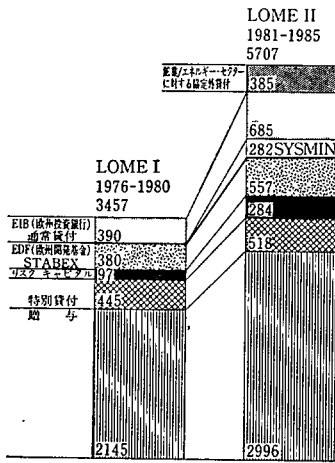
このように、EECとACP諸国との間には、EECの提示した構想をめぐってやりとりが行われた。しかし、それは結局のところEECが設定した土俵のなかでのやりとりで終始し、真の意味での交渉とはほど遠いものであった。そして最終的には、EECの提案がほとんどそのままの形でACP諸国との間の合意となったのである。

III SYSMINパッケージ

第二次ロメ協定締結交渉においては、貿易、援助、工業協力等、さまざまな問題をめぐってEECとACP諸国との間に激しいやりとりが行われた。しかし、最終的にはEECは「EECの考えるパートナーシップ」をACP諸国に押し付けることに成功したのである。⁽¹⁷⁾この点は、「鉱産品問題」解決のための特別措置の導入について特に顕著であった。EECは「多角的・包括的アプロ

(47) EEC 鉱産品生産／輸出能力維持制度

図一 EEC の ACP 諸国に対する資金援助 (100 万 ECU)



Source : EC Commission, "The Community and Developing Countries," *European File*, 3/83, p. 11.

一 SYSMIN (第三編第一章) 要を探ってみよう(図一参照)。

以下、協定に則してこの SYSMIN パッケージの概二本柱がパッケージとして規定されたのである。

タリの再建を目的とする資金・技術援助の促進、という設置、および②長期的視点から ACP 諸国の鉱業セクターの再建を目的とする資金・技術援助の促進、という二本柱がパッケージとして規定されたのである。

功したのである。すなわち、第二次ロメ協定第三編(第四九条(第五九条))においては、EECの主張通り①短期的措置としての特別の資金援助制度(SYSMIN)の設置、および②長期的視点から ACP 諸国の鉱業セクターの再建を目的とする資金・技術援助の促進、という二本柱がパッケージとして規定されたのである。

(1) 目的(第四九条)

SYSMINは、国民経済が鉱業セクターに大きく依存している ACP 諸国の鉱産品輸出能力(および輸出所得)⁽²⁰⁾が不可抗力(政治的動乱、自然災害、国際市場価格の低迷等)によって減退し、その結果 ACP 諸国が経済的困難に陥った場合、それからの回復支援を目的としてそれら ACP 諸国の鉱産品生産／輸出能力の維持・回復のために EEC が資金援助を行う、というものである。

それは、STABEXの鉱産品に対する適用、という ACP 諸国の要求に対する対応措置である。また、その主眼は、ACP 諸国の鉱産品輸出所得ではなく、生産／輸出能力の維持・回復に向けられている。

(2) 対象範囲(第五〇条)

SYSMINによる資金援助の対象とされる鉱産品は、銅・コバルト・リン鉱石・マンガン・ボーキサイト・アルミナ・スズの七品目である。⁽²¹⁾また、鉄鉱石は第二次ロメ協定の失効後、STABEX(II)から SYSMIN へとトランスファーされるものとなっている。⁽²²⁾なお、SYSMINの対象範囲の拡大については ACP-EEC 閣僚理事会が決定権を保持するものとされている。

(3) 資金基盤(第五一条)

SYSMINの運営基金として、第五次欧州開発基金(European Development Fund)から総額二億八〇〇〇万EUA(五年間分)が割当られている。⁽²³⁾それはEC委員会の管理下に置かれるものである。またその具体的運用に関しては、①総額の五分の一が各年度の割当額とされる。②ACP—EEC閣僚理事会は、五〇%を限度として、次年度割当額からの事前使用を承認することができる。③資金不足の場合には、援助額の削減も行われる。——等のルールが定められている。

(4) 運用メカニズム

ACP諸国がSYSMINによる資金援助を希望する場合、その申請はEC委員会に対して行われるものとされている。そして、EC委員会は当該ACP諸国と協議の上、その可否を決定するものとされている(第五三条)。またその場合、ACP諸国に対して次のような条件を満たすことが要求されている。①依存関⁽²⁴⁾SYSMIN申請鉱産品の全世界向け輸出所得は、申請に先立つ四年前にわたって、当該ACP諸国の全輸出所得の一五%以上を占めていなければならない(第五三条)。②発動関⁽²⁴⁾

SYSMINによる資金援助を受けるためには、当該ACP諸国のSYSMIN申請鉱産品の生産能力あるいは輸出能力が一〇%以上の低下という「重大な減退」(Substantial Fall)をきたすか、あるいはそうした事態の出現が予想されなければならない。⁽²⁵⁾(第五二条)。

(5) 資金援助の基本的性格

SYSMINによる資金援助は、あくまでも当該鉱産品の生産/輸出能力の維持・回復を目的とするものに限定されている。その意味でSYSMINによる資金援助は、プロジェクト援助的⁽²⁶⁾性格を強く保持している。すなわち、援助を受けるACP諸国はEC委員会の定めるプロジェクトあるいはプログラムに資金を使用することが義務付けられており、資金の自由使用は認められていない(第五四条)。なお、SYSMINによる資金援助は、欧州開発基金の特別貸付と同じ条件、すなわち返済期限四〇年間(一〇年間の据置)、⁽²⁷⁾利子率一%で行われるものとされている(第五六条、第一〇二条)。

二 資金・技術援助(第三編第二章)

(1) 目的

第五七条においてEECは、ACP諸国の鉱業セクタ

ーおよびエネルギー・セクターにおける潜在的能力の開発を目的として、A C P 諸国に対して資金・技術援助を行う用意のあることを謳っている。それはA C P 諸国、とりわけアフリカ諸国の鉱業セクターに対するE E C の投資の促進を直接的目的とするものである。

(2) 手段

具体的な手段としては、次のような諸措置の実施が規定されている。

第一は、リスク・キャピタルの形態によるA C P 諸国の鉱業セクターおよびエネルギー・セクターに対する資金援助（ソフト・ローン）の促進である（第五八条）。それは、基本的にはプロジェクトが始動する前の調査・準備段階に対する資金援助を目的とするものである（第一〇五条）。また、それは第五次欧州開発基金から構成され、その実際の運営は欧州投資銀行に委ねられている。そして第二次ロメ協定においては、第一次ロメ協定の三倍強の二億八〇〇〇万E U A が計上されている⁽²⁹⁾。

第二は、欧州投資銀行の活動の強化である（第五九条）。すなわち、E E C およびA C P 諸国双方の共通利益と考えられる鉱業セクターおよびエネルギー・セク

ターに対する投資プロジェクトに対しては、第九五条に規定された資金総額六億八五〇〇万E U A とは別に、協定外としてケース・バイ・ケースでさらに二億E U A の貸付枠が認められたのである⁽³⁰⁾。それは、E E C からの投資にインセンティブを与えようとするものである。

第三に、最終議定書・付属書 V I I I の共同宣言において（E E C とA C P 諸国は、A C P 諸国における鉱業・エネルギー開発プロジェクトに対するヨーロッパの投資を促進するために、個々のプロジェクト・ベースにおいて両者間に特別の協定を締結する可能性のある）ことを謳った点も忘れてはならない。それは、アフリカ諸国の鉱業セクターに対するヨーロッパからの投資を阻害している政治的リスクの軽減を目的として、いわばマルチ・バイラテラル・レベルにおいて投資保証協定を締結すべきであるとするE E C （とりわけE C 委員会）の意向を強く反映するものである。

IV 運用実績

一九八一年二月一日、第二次ロメ協定は完全発効した。これにより、S Y S M I N パッケージは活動を開始した

のである。

一 SYSMIN

SYSMINの運用過程は、基本的には次の二つの段階にわたることができる。⁽³¹⁾すなわち第一段階においては、欧州開発基金評議会⁽³²⁾(European Development Fund Committee)による審査が行われ、第二段階においては、EC委員会による決定が下される。ACP諸国は、これから二段階におけるスクリーニングをパスすることによってはじめてSYSMINによる資金援助(貸付)を得ることが可能となる訳であるが、そこには「条件付援助」(Aid on Condition)とどう論理が貫徹されており、EC委員会(DG VIII)の発言力が強く反映されるものとなっている。⁽³³⁾

さて、このSYSMINに対してザンビアとザイールが適用申請を行ったのであるが、これら両国が最終的にSYSMINによる資金援助を獲得するまでの経過は次の通りである。⁽³⁴⁾

〈一九八一年三月〉

ザンビアとザイールは、国内および周辺諸国の政情不安、鉱業セクターに対する外国からの投資の減少等によ

り、銅・コバルトの輸出能力が減退したとして、SYSMINによる資金援助を申請した。

〈一九八一年九月〉

欧州開発基金評議会は、ザンビアとザイールの申請に対して、SYSMINによる資金援助を受ける「資格有り」との認定を行った。

〈一九八二年四月〉

EC委員会は、ザンビアに対するSYSMINによる資金援助を決定した。すなわち、銅・コバルト鉱山のインフラストラクチャーの整備、設備・機材の近代化等を目的とするプロジェクト(総額八五〇〇万ECU)⁽³⁵⁾に対して五五〇〇万ECUの貸付を行うことを決定した。

〈一九八二年七月〉

EC委員会は、ザイールに対するSYSMINによる資金援助を決定した。すなわち、ザンビアと同様に銅・コバルト鉱山の再建を目的とするプロジェクト(総額四八〇〇万ECU)に対して四〇〇〇万ECUの貸付を行うことを決定した。

このように、SYSMINの実際の運用は遅々としたものであった。欧州開発基金評議会による「ゴーサイ

ン」が出されてから、EC委員会による最終決定が下されるまで、さらに数カ月を要しているのである。とりわけ、ザイールの場合、申請が出されてから貸付の決定が下されるまで一年半近くも要している。しかも、EC委員会、SYSMINによる貸付を決定するに際して、ザイール政府に対して鉱業セクターに対する財政政策の変更を強制したのであった。まさに、SYSMINの運用は、(長期間にわたる、複雑な確認・実施過程 Long and Complex Identification and Implementation Process)をとともなうものとなったのである。⁽³⁶⁾

なお、一九八二年にはルワンダとガイアナから、それぞれスズおよびボーキサイトに対するSYSMINの適用申請が出されており、現在欧州開発基金評議会による審査の段階である。⁽³⁷⁾

二 資金・技術援助

一九八一年においては、リスク・キャピタルの形態による資金援助は五一四〇万ECUに達した。また、欧州投資銀行による通常貸付は一億一八四〇万ECU、協定第五九条に基づく協定外貸付は四〇〇〇万ECUに達した。⁽³⁸⁾

一九八二年においては、リスク・キャピタルの形態による資金援助は三七三〇万ECUに達した。また、欧州投資銀行による通常貸付は一億二二二〇万ECUに達した。⁽³⁹⁾

V 討論

開発援助担当EC委員として、第二次ロメ協定締結交渉を指揮したClaude Cheysson (現フランス外相)は、SYSMINパッケージを評して「未開地への新たな冒險 New Adventure into Virgin Territory」と特徴付けた。⁽⁴⁰⁾

確かに、SYSMINパッケージには、そのような積極的な評価に値する側面の存在することは否定し難い事実である。それは、EEC開発援助政策が「ロメ政策」の下で、STABEXに続いて、さらに新たな領域へと前進しつつあることを示すものである。また、それはグローバル・レベルでの「一次産品総合計画」に比べて高度の現実性を保持するものでもある。さらに、本来EC域内の開発援助を目的とする欧州投資銀行を、ACP諸国の鉱業・エネルギー・セクターの開発促進のために積

極的に活用する方針を打ち出し、多角的・包括的資金・技術援助の姿勢を明確にした点は評価することができよう。

しかしながら、SYSMINパッケージ、とりわけSYSMINには多くの問題点が存在している点も見落してはならない。SYSMINによる資金援助は、贈与ではなく、すべて返済義務をとまなう貸付である点。輸出能力の「重大な減退」といった場合、暗黙のうちにEECに対する輸出能力が前提とされている点。対象とされる鉱産品の範囲・資金規模・依存閾・発動閾の高さ等——STABEXと比較した場合、SYSMINには数多くの課題が残されている。

さらに、このようないわば技術的、な問題に加えて、SYSMINには次のような本質的な問題も内包されている。それはSYSMINの存在意義そのものにかかわる問題である。第一の問題は、SYSMINがSTABEXとは異質な存在であり、輸出所得の安定化、という「一次産品問題」の基本的課題に対する挑戦姿勢がきわめて稀薄な点である。(4) もちろん、既述のようにSYSMINの規定においては輸出所得の減少についての言及は

なされている。しかしそれは、ACP諸国の激しい反発に直面した結果、いわばアライビ的に挿入されたものである。またEECは、(生産/輸出能力の維持は、長期的にみれば、究極的にはACP諸国の輸出所得の安定化に結びつく)として、SYSMINが輸出所得の安定化を直接的課題としていない点を正当化しようとしているが、それは必ずしも十分な説得力をもつものではない。なぜならば、輸出所得は主体的能力のいかにかわらざり国際市場価格の動向に大きく左右されがちであり、また、そうした主張のなかには鉱産品輸出ACP諸国が現に、直面している緊急課題に対してEECがどのような具体的かつ積極的な対応をとろうとするものであるかが示されていないからである。

第二の問題は、SYSMINにおいては、EECのACP諸国に対する影響力の行使が制度化されており、「条件付援助」の色彩がきわめて濃厚となっている点である。すなわち、SYSMINによる資金援助はケース・パイ・ケースで行われ、しかもその使用方法についてはACP諸国の自由裁量権が認められていないのである。それは、自動的適用、援助資金の自由使用を、テマ

エとする STABEX と比較して、大幅な後退を示すものである。

もとより、SYSMIN の実際の運用は現在までのところ二カ国に対して行われたに過ぎない。その意味ではそもそも早急な評価になじまないものかもしれない。しかし、SYSMIN が「一次産品問題」の解決にどれだけの貢献をなしうるものであるか、現時点においてもなおいに疑問を感じざるをえない。SYSMIN には、南北関係の基本趨勢に逆行する動きの萌芽すら見出しうる⁽⁴²⁾のである。

VI むすびに

一九五八年の発足以来、EEC は開発途上国との間の協力関係を積極的に展開してきている。ロメ協定を媒介とする ACP 諸国との間の「ロメ体制」はその集大成とも位置付けられるものである。しかし、STABEX の危機に象徴されるように、一九八〇年代に入って、そこにはさまざまな矛盾が顕在化しつつある。SYSMIN もそうした矛盾のひとつのあらわれである。その意味で、一九八〇年代への移行にともない、EEC 開発援助政策

は大きな曲り角に直面しつつある、ということができよう。そこでは、EEC の存在意義それ自体も問われているのである。というのも、開発援助政策はヨーロッパ統合の基礎 (Cornerstone) を形成するものと考えられているからである。⁽⁴³⁾

- (1) STABEX の検討については、拙稿「EEC 輸出所得安定化制度」、『成城法学』第一三号、一九八三年、参照。
- (2) 全体的にみた場合、ACP 諸国の対 EEC 輸出に占める鉱産品の割合（石油を除く）は一六％前後（一九七六年～七八年平均）に過ぎない。 Cf. ACP-EEC Council of Ministers, *ACP-EEC Co-operation*, 1980, pp. 34—36.
- (3) Cf. Fralon, J. A. et al., *The New EEC-ACP Convention*, European News Agency, 1979, p. 163.
- (4) 原材料の輸入依存度（一九七四年）は、EEC 七五％、アメリカ一五％、日本九〇％である。 EC Commission, "The Raw Materials Challenge," *European File*, 1/81, p. 2.
- (5) EC 委員会を中心に、共同体レベルでの統一資源安全保障政策の確立が強く主張されるようになった。そしてここでは、「相互依存」が強調され、とりわけ開発途上国に対しては、それを単なる資源供給国として位置付けるのではなく、対等なパートナーとして捉えるべきである」という考え方が前面に押し出されている。 Cf. EC Commi-

sion, *Europe, Raw Materials and the Third World*, 1974; —, "The Community's Supplies of Raw Materials," *Bulletin of the EC*, Supplement 1/75; —, "Development and Raw Materials—Problems of the Moment," *Bulletin of the EC*, Supplement 6/75; —, "The Raw Materials Problem: General Lines of the Community Approach," *Courier*, No. 33, 1975; Heger, W. and Noelke, M., *Community—Third World: The Challenge of Interdependence* (2nd ed.), EC Commission Documentation Bulletin, 1980.

(9) Cf. EC Commission, "The Raw Materials Challenge," *op. cit.*; Fralon, J. A. et al., *op. cit.*, pp. 135—163; Macleod-Smith, A., "Is the International Mining Industry Necessary to Africa?" in *Europe and Africa*, ODI, 1981.

(7) 一九七六年五月、E E C諸國の鉱業会社一四社は連名で、アフリカ諸國の鉱業セクターに対すむヨーロッパ資本の後退の最大の理由は受入國の政治的、リソース、資本の缺乏等を "Raw Materials and Political Risk" を E C 委員会に対して提出した。それは E C 委員会に対して投資環境改善のための包括的措施 (A C E 諸國の鉱業セクターに対する資本参加・資金援助の促進) E E C 全体と A C E 諸國との間の投資保証協定の締結等) の実現を求めむるの要求だ。 Cf. Fralon, J. A. et al., *ibid.*, pp. 158—162;

Faber, M. and Brown, R., "Changing the Rules of the Game," *Third World Quarterly*, Vol. 2, No. 1, 1980.

(8) Cf. Moss, J., *The Lomé Conventions and their Implications for the United States*, Westview, 1982, pp. 110—111.

(9) Fralon, J. A. et al., *op. cit.*, p. 163.

(10) 同様の最大の理由が、ノット負担の増大である。

Cf. Fralon, J. A. et al., *ibid.*, pp. 165—166.

(11) Cf. Fralon, J. A., et al. *ibid.*, pp. 131—132.

(12) 同システム提案は、①鉄産品の S I A B E X の導入は、額に限定する、②その場合依存關は五〇%と高く設定する、と二つの点を骨子とするのである。同じく同システムの提案の背景には、①同システムは外國からの鋼の輸入に全面的に依存している、②同システムは自由主義経済擁護の立場から「一次産品総合計画」には消極的な姿勢を堅持している、と二つの事情が存在している。 Cf. Fralon, J. A. et al., *ibid.*, pp. 164—165; Ortmyer, L., "West Germany and the Third World," in Taylor, P. and Raymond, G. eds., *Third World Policies of Industrialized Nations*, Greenwood, 1982, pp. 85—90; Nitsch, M.,

"Rich Country Interests and Third World Development: The Federal Republic of Germany," in Cassen, R. et al. eds., *Rich Country Interests and Third World Development*, Croom Helm, 1982.

- (21) Martin, A., "ACP-EEC Cooperation in Mining, Energy and Investment," *Courier*, No. 73, 1982, p. 24.
- (22) Cf. Fralon, J. A. et al., *op. cit.*, pp. 166—168; *Europe*, 9 February, 16 February, 16 March, and 17 March, 1979.
- (23) この投資保証協定締結の提案は、多分にEC委員会の独走色を帯びた性格が強く、既にメンバーナル・トランスでACP諸国との間に投資保証協定を締結しようとするメンバー・国・イン・イキリスは主権侵害の恐れがあるとして激しく反対した。Cf. *European Report*, 12 May, 1979.
- (24) Cf. Fralon, J. A. et al., *op. cit.*, pp. 168—169; *Europe*, 15/16 May, 1979; *European Report*, 19 May, 1979.
- (25) Twitchett, C., "Lomé II: A New ACP-EEC Agreement," *World Today*, March 1980, p. 114.
- (26) 第二次ロンドン協定の全文「キヤリヤの概略」については必ず参照。 *Courier*, No. 58 (Special Issue), 1979, ACP-EEC Council of Ministers, *The Second ACP-EEC Convention* (1981 ed.), Office for Official Publications of the European Communities, 1981; EC Commission, "Lomé II: Analysis Chapter by Chapter of the EEC-ACP Convention," *Information* (Cooperation-Development), No. 194/x/80-EN.
- (27) 当初「EECの草案では輸出所得についての言及はない。ただし、EC Fralon, J. A. et al., *op. cit.*, p. 181.
- (28) S I T A B E Xと同様、保険的機能を果たすべくしてなる。 *Courier*, No. 58 (Special Issue), 1979, p. 30.
- (29) ACP諸国は「これらに加えてメンバー・ナリニウ・タロム等も対象とすることを要求しようとした。
- (30) こうした、鉄鉱石のS Y S M I Nへのトランスファー(第二五条二項の規定)に対しては、ACP諸国は援助条件の悪化と意味するとして反対しようとした。Cf. *Europe*, 15 May, 1979.
- (31) その後ACP諸国の数の増加により、二億八二〇〇万EUAへと増額された。
- (32) 当初「EECは二〇%、ACP諸国は一〇%を主張しようとした。なき、最貧開発途上国、内陸国あるいは島嶼国に対しては依存関は一〇%に緩和をしようとした。
- (33) 当初「EECの草案では輸出能力についての言及はない。ただし、EC Fralon, J. A. et al., *op. cit.*, p. 183.
- (34) Cf. *Courier*, No. 58 (Special Issue), 1979, p. 31; —, No. 61, 1980, p. 10; Twitchett, C., *A Framework for Development*, George Allen & Unwin, 1981, p. 114.
- (35) ただし、最貧開発途上国に対しては利率は〇・七五%に緩和をしようとした(第一〇六条三項)。また、特定の国が援助を独占することのなげようとして、一カ国に対する援助額の上限として年間援助総額の五〇%としよう枠が設けられている(第五四条)。

- (28) リヌク・キャヌタンの詳細については次を参照。
 European Investment Bank, *Financing under the Second Lomé Convention*, 1980, pp. 14—16.
- (29) その後ACP諸国の数の増加により、二億八四〇〇万EUAへと増額された。
- (30) "Community Declaration on Article 59 of the Convention and Additional Financing by the EIB," in ACP/EEC Council of Ministers, *The Second ACP-EEC Convention: op. cit.*, p. 523. なお、その後ACP諸国の数の増加により、三億八五〇〇万EUAへと増額された。
- (31) 詳細については次を参照。EC Commission, *European Development Fund Procedures*, Dossiers, development series, No. 4, 1981.
- (32) 構成国の代表より構成され、EC委員会(DG VIII)の代表が議長として、また欧州投資銀行の代表がオブザーバーとして出席する。ただし議決権を認められてゐるのは構成国の代表のみである。ちなみに、欧州投資銀行の貸付カリヌク・キャヌタンの場合、第二二条評議会(Article 22 Committee)にははなれぬものが申請に対する審査を行う。その構成、出席者の権限等は欧州開発基金評議会とは同様である。
- (33) Morrice, J., *The Lomé Convention: From Politics to Practice*, European News Agency, 1982, p. 47.
- (34) Cf. Morrice, J., *ibid.*, pp. 45—46; *Bulletin of the European Communities*, 9—1981, 4—1982, and 7/8—1982; *Europe*, 21 July, 1982; *European Report*, 10 July, 21 July, 1982.
- (35) 一九八一年一月一日より、援助資金の計算単位の呼称がEUAよりECUへと変った。なお、1 ECU = 10・98 HUS (一九八三年一月)である。
- (36) Morrice, J., *op. cit.*, p. 43
- (37) EC Commission, *Sixteenth General Report on the Activities of the European Communities in 1982*, p. 280.
- (38) European Investment Bank, *Annual Report 1981*, 1982, pp. 53—57.
- (39) European Investment Bank, *Information*, No. 33, 1983.
- (40) Tralon, J. A. et al., *op. cit.*, p. 128.
- (41) EECは、S I A B E X と S T O M I N とは、手段が異なるだけで、志向する目的は同一であるといふことである。
- (42) Cf. Rajana, C., "Europe and the Third World: A Critical Appraisal of Lomé II," *Journal of European Integration*, Vol. 3, No. 2, 1980, pp. 199—204.
- (43) EC Commission, "Memorandum on the Community's Development Policy," *Bulletin of the EC*, Supplement 5/82, p. 5.

(成城大学助教授)